

## 第277回千葉市開発審査会議事要旨

- 1 日 時：平成31年3月22日（金）午後2時58分～午後4時30分
- 2 場 所：千葉中央コミュニティセンター3階 調停室
- 3 出席者
  - (1) 委員：島崎克美委員、大賀紀代子委員、吉村晶子委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員
  - (2) 行政庁職員：浜田建築部長、青木宅地課長、金子審査第一班主査、南山審査第二班主査、酒井企画調査班主査
  - (3) 事務局職員：小川建築管理課長、海保計画調整班主査、染谷計画調整班主任技師、丸山計画調整班技師
- 4 議 題
  - (1) 審査案件審議
    - ア 議案第1号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号  
千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為
    - イ 議案第2号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号  
千葉市開発審査会付議基準第8-3「特定流通業務施設」に該当する開発行為
    - ウ 議案第3号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号  
千葉市開発審査会付議基準第21「その他」に該当する開発行為
    - エ 議案第4号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号  
千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」に該当する開発行為
    - オ 議案第5号 建築行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ  
千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」に該当する建築行為
  - (2) 付議基準の改正について
    - ア 付議基準第12 「コンクリート廃材リサイクルプラントの建設」の改正
    - イ 付議基準第14 「建築物の用途変更」の改正

- ウ 付議基準第 1 5 「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」の改正

(3) その他

- ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

- ア 議案第 1 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- イ 議案第 2 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第 3 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第 4 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- オ 議案第 5 号 建築行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) 付議基準の改正について

- ア 付議基準第 1 2 「コンクリート廃材リサイクルプラントの建設」の改正  
千葉市開発審査会付議基準第 1 2 「コンクリート廃材リサイクルプラントの建設」の改正について説明した。
- イ 付議基準第 1 4 「建築物の用途変更」の改正  
千葉市開発審査会付議基準第 1 4 「建築物の用途変更」の改正について説明した。
- ウ 付議基準第 1 5 「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」の改正  
千葉市開発審査会付議基準第 1 5 「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」の改正について説明した。

(3) その他

- ア 次回の開発審査会について  
次回の開発審査会の開催日は、平成 3 1 年 5 月 2 4 日（金）と決定した。